

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (口座振替による掛金の払込み)</p> <p>(1) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。</p> <p><u>掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込みを行います。また、7営業日を超えて掛込みができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 定期積金口座振替契約は、定期積金口座振替依頼書の掛込口座欄で指定される貯金が解約されたとき、または積金契約者から書面の届け出を受けて、掛込方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。</p> <p>なお、自動再契約の特約により再契約する定期積金の掛金についても、同様に口座振替を行います。</p> <p>3～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020年10月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (口座振替による掛金の払込み)</p> <p>(1) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。</p> <p><u>掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、積金契約者に通知することなく当該掛込を中止します。</u></p> <p><u>掛込日に残高不足等で自動引落されなかった場合で、掛込日以降に振替口座の残高が毎回掛込額を払い戻すことのできる金額に達したときは当該掛金を引落を行います。</u></p> <p>(3) 定期積金口座振替契約は、定期積金口座振替依頼書の掛込口座欄で指定される貯金が解約されたとき、または積金契約者から書面の届け出を受けて、掛込方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。</p> <p>なお、自動再契約の特約により再契約する定期積金の掛金についても、同様に口座振替を行います。</p> <p>3～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020年4月1日現在)</u></p>